保全ニュースとうほく

平成２７年度　保全実態調査の結果（東北版）

平成 27 年度の保全実態調査にご協力いただき、誠にありがとうございました。保全実態調査は、国家機関の建築物等の保全の実態と問題点を把握し適正な保全を実施することを目的とした調査で「官公庁施設の建設等に関する法律」に基づき、全ての国家機関の建築物等に対して実施しています。このたびは、東北地方整備局管内の保全実態調査の結果について報告します。

東北地方整備局管内では、調査対象施設 1,466 施設中、1,443 施設から回答いただきました。調査実施施設の内訳は、庁舎（合同庁舎等及び一般事務庁舎）が約 53%、宿舎が約 36%、その他（教育研修施設、矯正施設等）が約 11%となっています。（表－１参照）

施設数は、廃止・取り壊し等による減のほか、調査対象施設として追加登録した施設により、庁舎等が 240 施設、宿舎が 45 施設、その他が 11 施設の計 301 施設の増になっています。

表－１　調査実施施設数（用途別）

庁舎	761　施設	（52.7%）
宿舎	522　施設	（36.2%）
その他	160　施設	（11.1%）
計	1,443　施設	

各施設の主要な建築物を経年別に分類すると、庁舎等の 58%、その他の 53%、宿舎の 50%が建築後 30 年を経過しています。（図－１参照）

建築後 30 年前後には大規模修繕や設備機器の更新等が必要となり、施設の運用・管理に要する費用が増大するため、中長期保全計画に基づくより計画的な対応が必要となります。

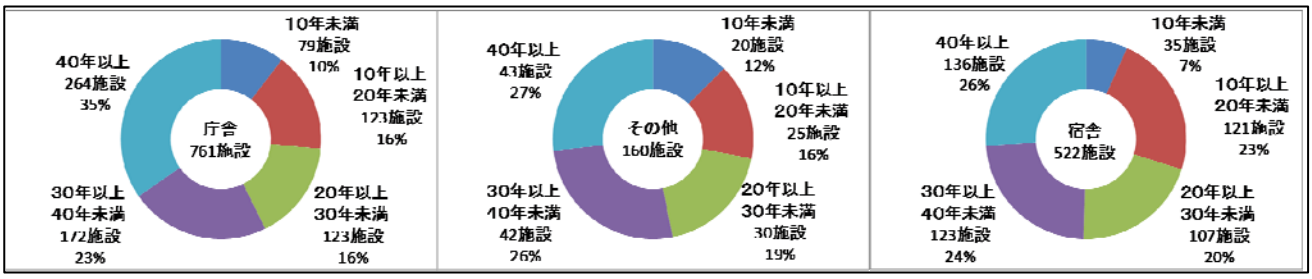

図－１　経年別施設数

保全実態調査の調査項目は、大きく分けて「①保全体制及び計画」、「②法令点検の実施状況」、「③施設の維持管理状況」となっています。このうち東北地方整備局が特に重点的な保全指導に取り組んでいるのが「①保全体制及び計画」についてです。

「①保全体制及び計画」は次の５つの項目で評価します。保全の体制としては「施設保全責任者」の設置について評価します。計画については「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）（平成 26 年 5 月 21 日）」においては保全台帳と記載していますが、計画及び記録のことを指しており、「中長期保全計画書作成」、「年度保全計画作成」、「点検及び確認結果の記録」、「修繕履歴の作成」について評価します。

それでは５つの項目をそれぞれ説明します。

■（１）施設保全責任者を定めている施設の割合

施設保全責任者の任命状況は年々増加傾向にありますが、平成 27 年度調査でも、調査回答 1,443 施設の 1 割以上（12.8%）の施設で施設保全責任者が定められていません。

各省各庁の長には、国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領において、施設保全責任者を定めることが求められていますので、定めていない場合には、平成 27 年度内に定めていただき、平成 28 年度に実施予定の保全実態調査ではすべての施設で施設保全責任者を定めた旨を回答願います。

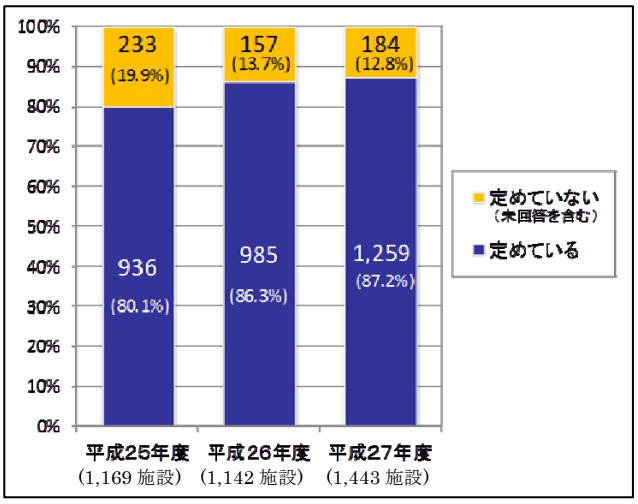

■（２）保全計画の作成（中長期保全計画、年度保全計画）

保全計画には、「中長期保全計画」と「年度保全計画」の２つがあります。

中長期保全計画については、「作成している」が 329 施設（22.8%）、「一部作成している」が 384 施設（22.6%）で、半数以上の 730 施設では計画が作成されていない状況になっています。

年度保全計画については、「作成している」が 424 施設（29.4%）、「一部作成している」が 396 施設（27.4%）で、約 4 割の 623 施設では計画が作成されていない状況になっています。

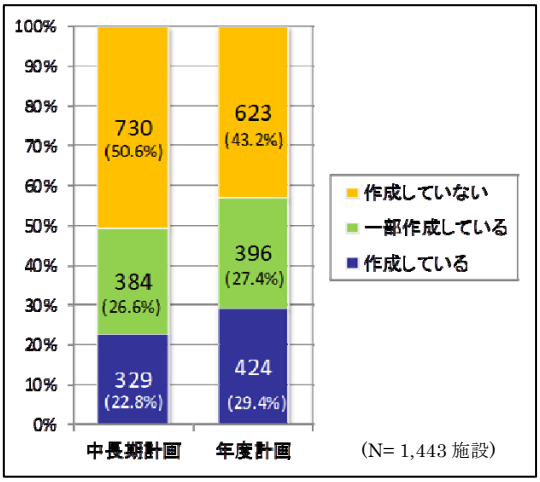

適切な保全を効果的に実施していただくために、すべての施設において保全計画が作成されることを目指していますが、中長期保全計画、年度保全計画ともに作成状況が大幅に低い状況です。

官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)の調査関連資料のマニュアルに「官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)を活用した個別施設計画策定・運用マニュアル」も掲載していますので、各保全計画が未作成または一部作成の場合には、速やかな取り組みをお願いします。

■（３）点検及び確認結果の記録

点検及び確認結果の記録については、「庁舎等」が 329 施設、「宿舎」が 153 施設と、３割前後の施設で記録が作成されていない状況にあります。

もし施設で事故が発生した場合には、施設管理者に法的責任が求められ、必要な点検を行っておらず、第三者に怪我をさせた場合などには、重い責任を問われることが考えられます。必要な点検及び確認を漏れな

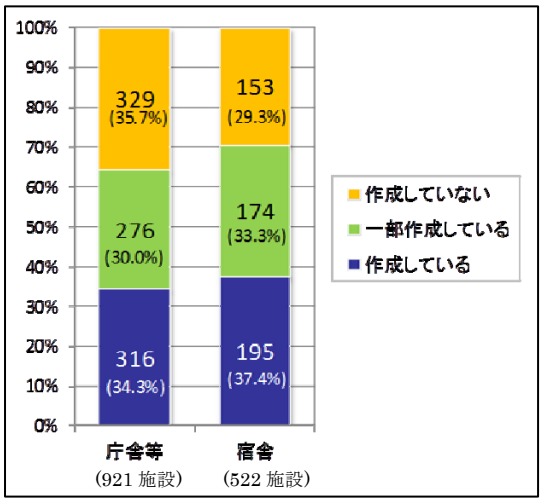

く確実に実施していただき、必ず記録を残すようにしてください。

■（４）修繕履歴の作成

修繕履歴の作成については、「庁舎等」が４割超の 380 施設、「宿舎」が３割超の 171 施設で履歴が作成されていない状況にあります。

より適切な保全を計画的に行うために、修繕履歴を確実に作成するようにしてください。

なお、「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）（平成 26 年５月 21 日）」において、個別施設計画の策定・推進として、点検及び確認結果の記録並びに修繕履歴で構成する保全台帳を、全ての施設で作成されることを目指しています。

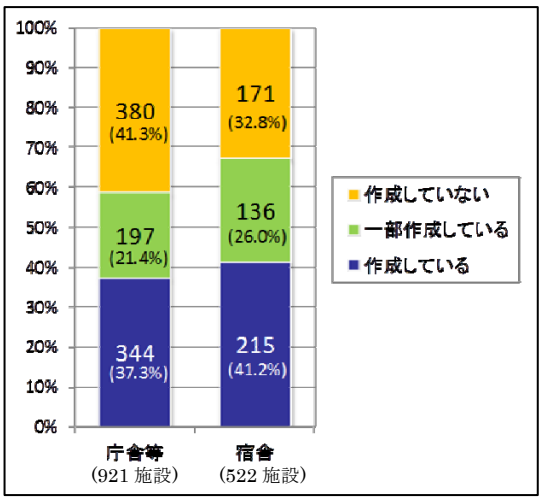

官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)の調査関連資料のマニュアルに「官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）入力マニュアル(修繕履歴情報管理編)」も掲載していますので、修繕履歴が未作成または一部作成の場合には、速やかな取り組みをお願いします。

■（５）保全実態調査における総評点について

保全実態調査では、保全状況に係る調査結果を 100 点満点で評価し、それらの値から、項目別の評点及びそれらの平均値による総評点を算出しています。

宿舎については、調査項目から外されているものがあるため、総評点は庁舎等のみ算出しています。80 点以上を「良好」に分類される施設の割合は年々増加傾向にはありますが、４割に満たない状況にあります。「要努力」や「要改善」の施設については、その言葉どおり、改善等が必要ですが、「概ね良好」の施設も含め、全ての施設が「良好」に分類されるよう、より一層の適正な保全の推進に取り組みいただくようお願いします。

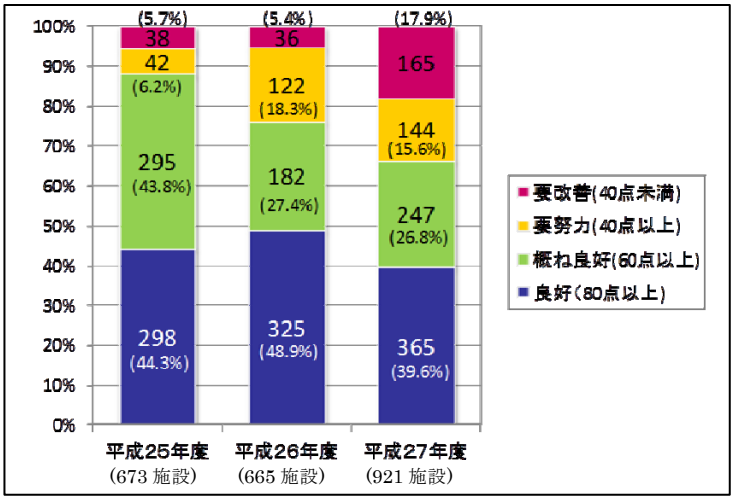

【保全に関する相談窓口】　東北地方整備局
営繕部　保全指導・監督室　　室長補佐
TEL 022-225-2171（内線 5513）　FAX 022-268-7833
盛岡営繕事務所　保全指導・監督官室長
TEL 019-651-2015　FAX 019-605-8115